

令和2年6月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後2時30分

2. 開催場所 高椋コミュニティセンター 3階 大会議室

3. 出席委員 16名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 (欠席)	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 (欠席)	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 2名

7番 濱中 憲雄 10番 大川 勝利

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 西出 政男

書記 小林 一裕

書記 上野 貴史

書記 伊藤 正則

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

報告第4号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について

7. 議事録署名人

13番 伊藤 宏実

15番 田中 正信

事務局長	<p>令和 2 年 6 月坂井市農業委員会定例総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は 7 番 濱中委員、10 番 大川委員から欠席の届出が出ております。また、6 番 飛田委員から遅参の届出が出ています。只今の出席委員数は 15 名でございます。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5 条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 13 番 伊藤宏実委員、15 番 田中委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明> では、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。</p> <p>整理番号 10 番、申請地は坂井町河和田、田、3,505 ㎡です。譲渡人は坂井町河和田 ○○さん、譲受人坂井町河和田 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 1,208 アールです。</p> <p>整理番号 11 番、申請地は丸岡町田屋、畑、102 ㎡です。譲渡人は丸岡町田屋 ○○さんから譲受人丸岡町田屋 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 55 アールです。</p> <p>整理番号 12 番と 13 番は交換の申請になります。申請地は坂井町東長田、田、549 ㎡で、こちらは坂井町東長田 ○○さんが所有する土地です。</p> <p>整理番号 13 番、申請地は坂井町東長田、田、616 ㎡です。こちらは坂井町東長田 ○○さんが所有する土地になります。</p> <p>こちらの 2 筆の交換になります。許可後の経営面積は、○○さんが 104 アール、○○さんが 271 アールになります。こちらの農地の交換により農地の集積が図れるというものです。</p> <p>以上 4 件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
議 長	<p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第 8 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 9 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p><説明> それでは、議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。6月は、1件です。</p> <p>整理番号18番、こちらは申請者三国町西今市〇〇さんがご自身の住宅を建てる目的で転用申請するものです。場所は三国町西今市、現況畑、面積387㎡です。以上1件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>この案件につきまして、現地確認をおこなっていますので、その報告をお願いします。3番加藤委員、お願いします。</p>
加藤委員	<p>3番加藤です。整理番号18番、申請地は三国支所より南東方向へ約1.3km、農業公共投資の対象になっていない農地です。詳細は先ほどの事務局の説明のとおりで、南側は住宅、西側は神社、北側は住宅、東側に市道が面しております。道路には上下水道が整備されており、今回の申請におきましては、この上下水道施設に接続する計画となっております。このようなことから、これと言った問題は生じないと思われまます。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、地元委員のご意見を伺います。14番藤田委員、お願いします。</p>
藤田委員	<p>14番藤田です。整理番号18番は、先程の事務局の説明並びに加藤委員の報告のとおりでございますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。 ご意見はございませんか。 無ければ、お諮りします。 議案第9号は、許可相当と認め意見決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議長	<p>異議がないと認めます。 議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。 次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> それでは、議案第10号、農地法第5条の規定によります許可申請の意見審議について、6月は、6件ございます。</p> <p>まず、整理番号19番、所有権移転の案件です。こちらの方は、譲受人福井市田原二丁目(株)宅蔵が譲渡人福井市文京一丁目〇〇さんから所有権移転し、宅地造成を行う計画です。申請地は三国町三国東一丁目、田、面積279㎡ほか4筆、合計面積1,288㎡です。</p> <p>続いて、整理番号20番、所有権移転の案件です。こちら宅地造成の案件です。譲受人福井市江端〇〇さん、譲渡人は丸岡町霞2丁目〇〇さん、春江町境元町〇〇さんの2名です。申請地は春江町境、田、219㎡ほか2筆、合計面積516㎡です。譲受人は不動産業を営んでいます。</p> <p>続いて、整理番号21番、こちらの方も所有権移転の案件です。譲受人丸岡町八ツ口〇〇さん、譲渡人は丸岡町八ツ口〇〇さんです。このお二人は親子関係です。場所は丸岡町八ツ口の2筆、合計面積806㎡です。こちらに〇〇さんの店舗兼住宅を建築する計画です。</p> <p>続いて、整理番号22番、譲受人福井市江端町〇〇さん、譲渡人は丸岡町城北1丁目〇〇さんです。こちらの方は、住宅建築を予定しています。場所は丸岡町松川1丁目、田、現況地目雑種地、面積404㎡です。こちらは始末書の案件で、昭和56年に区画整理事業が行われ、その当時、</p>

〇〇さんのお父さんが同時期に埋めてしまったものです。よって、始末書をもっての転用案件とさせていただきます。

続いて、整理番号 23 番、所有権移転の案件です。譲受人 福井市二の宮 4 丁目 〇〇さん、譲渡人は福井市高須町 〇〇さんです。こちらの方は、〇〇さんの経営する会社の車庫を建築する予定をしています。

最後、北陸新幹線工事用地としての賃借権設定の再申請でございます。借人は丸岡町南横地 竹中土木・真柄・長崎北陸新幹線丸岡春江高架橋特定建設工事共同企業体、貸人は福井市寺前町 〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんほか 44 名です。筆数は 87 筆、合計面積は 83,888.65 m²のうち 65,732.13 m²を 2 年間の期間で北陸新幹線工事用地として一時転用の再申請をするものです。(補足説明：今後、一時転用の再申請を行う予定農地が 4 筆あることを説明する。)

以上 6 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

それでは、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号 19 番、23 番を 3 番 加藤委員、お願いします。

加藤委員

3 番、加藤です。整理番号 19 番、申請は三国支所より南東へ約 540m に位置する第 1 種低層住居専用地域の 3 種農地です。詳細は先程の事務局の説明のとおりでございますが、北側、南側及び東側は市道、西側は既設に造成された整骨院があります。市道には上下水道が整備されており、今回の申請で当施設に接続する計画となっております。ただ、水路の改修を行う計画となっておりますが、今回の申請の上流には耕作している農地がございまして、今後の水路の管理に考慮しグレーチング蓋の枚数を増やすことをお願いしてきました。この件については、これと言った問題は生じないと思います。

次に、整理番号 23 番、申請地はみくに道の駅より南に位置する農業公共投資の対象外の農地、その他の農地です。詳細は先程の事務局の説明のとおりでございますが、東側、西側に市道、北側、南側の住宅地に囲まれた農地であります。西側の市道には上下水道施設が整備されており、今回の申請で当施設に接続する計画となっております、これと言った問題は生じないと思います。以上、2 件、ご審議の程お願いいたします。

議 長

次に、整理番号 20 番、21 番、22 番、24 番を 5 番 清兼委員、お願いします。

清兼委員

5 番、清兼です。整理番号 20 番、申請は宅地造成で、周りはほとんど住宅地であります。造成にあたっては西側に L 型擁壁、南側に門型側溝を施工します。市道路面の雨水排水を考慮し、グレーチング蓋の布設増をお願いしてきました。何ら問題はないと思います。

続いて、整理番号 21 番、申請地周りはすべて住宅地です。何ら問題はないと思います。

続いて、整理番号 22 番、これも申請地周りはすべて住宅地です。事務局からの説明もありましたが、始末書が提出されています。用途地域内の土地でもありますし、何ら問題はないと思います。

続いて、整理番号 22 番、これも申請地周りはすべて住宅地です。事務局からの説明もありましたが、始末書が提出されています。用途地域内の土地でもありますし、何ら問題はないと思います。

続いて、整理番号 24 番、これは新幹線の再申請ということで、事務局からの説明がありましており、何ら問題はないと思います。以上、報告を終わります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長	続きますて、地元委員のご意見を伺います。整理番号 19 番を 12 番 岡田委員お願いします。
岡田委員	12 番 岡田です。事務局の説明と加藤委員の報告のとおりで、何ら問題はないので、ご審議の程お願いいたします。
議 長	次に、整理番号 20 番及び 24 番を 15 番 田中委員お願いします。
田中委員	15 番 田中です。整理番号 20 番につきましては、現地調査されました清兼委員の報告のとおりでございまして、何ら問題はないと思われま す。 次に、整理番号 24 番につきましても、現地調査員の報告のとおりで、新幹線工事用地としての一時転用の再申請です。何ら問題はないと思われま す。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、整理番号 21 番及び 24 番を 1 番 本田委員お願いします。
本田委員	1 番 本田です。整理番号 21 番は、現地調査された委員の説明のとおり で、周りに農地が無いので問題はないと思われま す。 続いて、整理番号 24 番、新幹線工事の件ですが、周囲への管理を引き 続き十分にされるとのことで、何ら問題はないと思いま す。
議 長	次に、整理番号 22 番を 2 番 高山委員お願いします。
高山委員	2 番 高山です。整理番号 22 番の案件です。この件は、始末書を頂いて おります。40 年ほど前に城北地区の団地造成では地目が田でも良かった のかもしれませんが。現状は両側が宅地になっています。何ら問題はない と思いま すので、よろしく お願い しま す。
議 長	次に、整理番号 23 番を 7 番 濱中委員が欠席ですので、事務局の方 からお願いします。
池本局長	それでは私の方から 7 番、濱中委員、欠席のため整理番号 23 番につ き ま し て、ご説明 いた しま す。 付近で設備業を営む〇〇氏が自身の社用車を置くため車庫を建築する ための申請となっております。南側境界へはブロック積を行い、雨水は 東側の側溝へ排水すると聞いております。周辺営農にも影響が無く、や むを得ないと思われるとのことでした。以上でございま す。
議 長	次に、整理番号 24 番、地元委員の意見は私の方から説明いたしま す。
森会長	この案件につきましては、新幹線工事に伴う土地を借りて、そこで整 備をして上にあげていく工事のやり方でございます。これがまだ残って おりますので、今一度申請を出されたという形でございま すので、ご審 議を 頂き たい と思 いま す。
議 長	それでは、この案件につきまして、ご意見を伺いま す。 ご意見 ござ いま せん か。 なければ、お諮り しま す。議案第 10 号は許可相当と認め、意見決定し てよろ しい で しょ う か。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 10 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」 は許可相当と認め、意見決定いたしました。
議 長	次に、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とい た しま す。農業振興課の説明を求めま す。

農業振興課

<説明> では、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明させていただきます。(取り下げ1件の説明を行う。)

利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は4名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は20名となっております。次に、その利用権設定面積は(1)賃貸借の部、田、新規2筆、551㎡、畑、新規20筆、43,237㎡、以上より田畑合わせまして22筆、43,788㎡です。続いて、使用賃貸借の部、畑、計1筆、123㎡です。

また、今月は所有権移転が2件ございます。整理番号1番、所有権を移転する者は、三国町西野中〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、三国町新保〇〇さんです。申請地は三国町山岸、畑、2,112㎡です。

整理番号2番、所有権を移転する者は、丸岡町松川2丁目〇〇さん、所有権の移転を受ける者は、坂井町徳分田〇〇さんです。申請地は坂井町徳分田、畑、123㎡です。以上でございます。

議長

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。

伊藤宏実委員

13番伊藤です。取り下げられた1件についてですが、今後再申請される予定であることから、10アールあたりの借り賃が〇〇円は異常な価格、不自然な内容であることから、事前に実情を調べていただき提出をお願いします。

議長

他にございませんか。
なければ、お諮りします。
議案第11号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委員

<各委員> 異議なしの声

議長

ご異議がないと認めます。
議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

議長

次に、報告第4号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局

<説明> 報告第4号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出の報告について」、ご説明させていただきます。

こちらの方は農業委員会のあっせんにより農地中間管理機構が所有権を取得したことによる届出となります。あっせんの対象地は丸岡町八ヶ郷、田、626㎡ほか1筆の合計面積3,547㎡です。所有者は大阪府高槻市〇〇さんです。こちらの方から4月13日にあっせんの申し出がありまして、6月4日にあっせん委員会を開催しました。そのあっせん委員会にはあっせん委員として地区担当の〇〇推進委員さん、〇〇推進委員さん、立会人として伊藤職務代理者にご出席いただきました。そのあっせん委員会で反当り〇〇円で農地中間管理機構が買受けることであっせんが成立しまして、今回の届出に至りました。説明については、以上です。

議長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後3時17分 議事終了)